

議案第17号

境港市国民健康保険条例及び境港市新型コロナウイルス感染症対策
利子補給基金条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例及び境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市国民健康保険条例及び境港市新型コロナウイルス感染症対策利子 補給基金条例の一部を改正する条例

(境港市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正)

第2条 境港市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（令和2年境港市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 法令の改正に伴う規定の整理（第1条及び第2条関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日

議案第18号

境港市一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例制定について

境港市一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例

(設置)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合が実施する可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の整備に要する経費の財源に充てるため、境港市一般廃棄物処理施設整備費積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、確実な償還の方法、期間及び利率を定め、境港市土地開発公社に貸し付けることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 一般廃棄物処理施設整備費積立基金の設置

鳥取県西部広域行政管理組合が実施する可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の整備に要する経費負担に備え、計画的な財源確保を図るため、一般廃棄物処理施設整備費積立基金を設置する。

2 施行期日

令和3年4月1日

議案第19号

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例（平成13年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）」を「、次に掲げるもののうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないもの」に改め、同項第4号中「世帯（」を「世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの（」に改める。

第3条第1項第1号中「定める額（」を「定める額（国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零）。」に改め、同項第2号中「世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）」を「世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの」に、「別表第8号」を「別表第9号」に改める。

別表第5号及び第6号の項対象者の欄中「半壊世帯の世帯主」を「半壊世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主」に改める。

同表中

(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の市長が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）
(9) (1) から(8)までに掲げるもののほか、市長が別に定める事業	市長が別に定める期間	市長が別に定める世帯	市長が別に定める期間	市長が別に定める額

を

(7) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、市長が別に定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	2年	30万円
(8) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
(9) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の市長が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）

害を及ぼすお それのあるも のの補修				
(10) (1) から (9) までに 掲げるものの ほか、市長が 別に定める事 業	市長 が別 に定 める 期間	市長が別に定める世 帯	市長 が別 に定 める 期間	市長が別に定める額

]

に改め、同表備考2中「(8)」を「(9)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

(参考)

主な内容

1 被災者住宅再建等支援制度の所要の整理（第2条、第3条及び別表関係）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の一部改正により、被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象となる被災世帯が拡大したことと併い、所要の整理を行う。

改正後：半壊世帯のうち、損害割合が「20%以上30%未満」と「30%以上40%未満」について整理し、支給対象額から「国支援金」を差し引いた額を、市が支給する。

※（ ）内は国支援金

世帯	半壊		半壊	
	(20%以上 40%未満)		(20%以上 30%未満)	(30%以上 40%未満)
	現 行	改正後		
建設 又は 購入	単身	75万円	75万円	75万円 (75万円)
	単身 以外	100万円	100万円	100万円 (100万円)
補修	単身	75万円	75万円	75万円 (37万5千円)
	単身 以外	100万円	100万円	100万円 (50万円)

2 被災者住宅再建等支援制度の対象世帯の拡充（別表関係）

損害割合が10%以上20%未満の一部損壊世帯のうち、居宅に代わる住宅を建設又は購入する世帯を新たに支給対象に加え、支給額は30万円とする。

	一部損壊 (10%以上20%未満)	
	現 行	改正後
建設又は購入	—	30万円
補修	30万円	30万円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

議案第20号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「別表第7号及び第8号に掲げる者」を「別表第7号から第9号までに掲げる者」に改める。

第3条の2第3項及び第4項中「第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニ」を「第43条第1項第1号ホ又は第2号ホ若しくはヘ」に改める。

第4条第4項及び第7条中「別表第7号又は第8号」を「別表第7号、第8号又は第9号」に改める。

別表に次の1号を加える。

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が2級又は3級である者として記載されている者で規則で定めるもの

別表備考中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条、第7条及び別表の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市特別医療費助成条例第3条、第4条、第7条及び別表の規定は、令和3年7月1日以降に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 健康保険における70歳以上の高額療養費の現役並み所得区分の細分化への対応
(第3条の2関係)

健康保険法施行令の改正により、高額療養費の現役並み所得区分「ロ」が、「ロ」「ハ」「ニ」の3段階に細分化された。

(改正前)

所得区分
イ：一般
ロ：現役並み所得
ハ：低所得者Ⅱ
ニ：低所得者Ⅰ

(改正後)

所得区分
イ：一般
ロ：現役並み所得Ⅲ
ハ：現役並み所得Ⅱ
ニ：現役並み所得Ⅰ
ホ：低所得者Ⅱ
ヘ：低所得者Ⅰ

その細分化に伴い、特別医療費の16日目以降の入院給付に対する自己負担額が無料となる所得区分である低所得者Ⅱと低所得者Ⅰを、それぞれ「ハ」及び「ニ」から「ホ」及び「ヘ」に改正する。

2 特別医療の市単独助成対象の拡充（第3条、第4条、第7条及び別表関係）

特別医療の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳2級及び3級の所持者（市民税非課税世帯の者に限る。）を追加する。

3 施行期日

1については、公布の日

2については、令和3年7月1日

議案第21号

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

境港市個人番号の利用等に関する条例（平成27年境港市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	4 市長	境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成（以下「障害者特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの	」を
」	4 市長	境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成（以下「障害者特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの	」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 個人番号独自利用事務（特別医療助成事務）の対象者の追加（別表第1関係）
個人番号独自利用事務（特別医療助成事務）の対象者に、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級の所持者（市民税非課税世帯の者に限る。）を追加する。
- 2 施行期日
令和3年7月1日

議案第22号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当するため、同条の規定により療養の給付等が行われないとき。

附則第16項第1号中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険税条例第25条の規定は、令和3年4月1日以降に国民健康保険法第59条の規定に該当する場合について適用し、同日前に該当した場合については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 被収容者に対する国民健康保険税の減免（第25条関係）

国民健康保険税の減免の対象に、刑事施設等に収容されている場合を追加する。

2 法令の改正に伴う規定の整理（附則第16項関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、規定の整理を行う。

3 施行期日

1については、令和3年4月1日

2については、公布の日

議案第23号

境港市民交流センター条例制定について

境港市民交流センター条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市民交流センター条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、市民相互の交流、市民の文化芸術活動の振興を図り、豊かな文化と笑顔あふれるまちを実現する新たなコミュニティを創生するとともに、災害時の防災拠点となることを目的として、市民交流センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 境港市民交流センター

位置 境港市上道町3,000番地

(施設の構成)

第3条 市民交流センターは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

(1) 交流センター

(2) 境港市民図書館

(所管等)

第4条 前条の施設は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が所管する。

2 境港市民図書館の設置及び管理等については、境港市民図書館設置条例（昭和62年境港市条例第11号）の規定によるものとする。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流センターに係る次の各号に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 市民がつどい、つながり、学びあう新たなコミュニティを創生するための企画及び実践並びにこれらを担う人材の育成に関する業務
- (2) 交流センターの施設及び設備の使用許可並びに使用料の徴収に関する業務
- (3) 交流センターの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 舞台芸術、音楽、美術その他芸術文化事業の企画、制作及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的の達成のために必要な業務及び交流センターの運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

(指定管理者の管理の期間)

第6条 前条の指定の期間は、3年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特に必要があると認める場合は、変更することができる。

(休館日及び開館時間)

第7条 交流センターの休館日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）とする。

- 2 交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 3 前2項の休館日及び開館時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

(使用の許可)

第8条 交流センターの施設で、別表に掲げるもの（以下「市民ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他市民ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。

(条件つき許可)

第10条 教育委員会は、市民ホール等の管理運営上必要があると認めるときは、市民ホール等の使用許可に条件を付すことができる。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、市民ホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の条件を変更し、市民ホール等への入館を禁じ、又は使用停止若しくは退館を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 第9条各号の規定のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (5) 前条の規定に基づく許可条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等（使用者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）により、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を使用許可と同時に、また付属設備及び器具等の使用者は、規則で定める額の使用料を使用終了と同時に納付しなければならない。ただし、教育委員会が、特別に事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおり使用料を減免することができる。

- (1) 境港市立の学校若しくは保育園が主催し、又は参加して行う場合 減額又は免除

(2) その他市長が特に必要があると認める場合 減額又は免除
(使用料の還付)

第14条 すでに納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の還付をすることができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により、市民ホール等を使用することができなくなったとき、又は使用の許可を取消されたとき。
- (2) 使用者が、使用開始の日前における規則で定める日までに使用の取消を申し出たとき。
(利用料金)

第15条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に市民ホール等の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表及び規則に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免及び還付)

第16条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

- 2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行うものとする。

(特別の設備等の許可)

第17条 使用者は、市民ホール等に特別の設備をし、又は付属する器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 第10条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、許可を受けた目的以外に市民ホール等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、市民ホール等の使用が終わったときは、速やかに設備等を原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。第11条第1項の規定により市民ホール等の使用的停止等を命じられたときも同様とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者は、交流センター及びこれに付属する設備若しくは器具等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。入場者に起因する損害についても同様とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認め

た場合は、損害額を減額し、又は免除することができる。

(職員の立入り)

第21条 使用者は、使用中の場所に職員が職務執行のために立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(目的外使用の許可)

第22条 第1条に規定する目的以外の目的に市民ホール等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理に当たっての読み替え)

第23条 第5条の場合にあっては、第8条から第12条まで、第17条、第19条及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第8条、第12条及び第15条関係）

区分		使用料				
		平日			土日祝日	
		9:00～17:00 1時間あたり	17:00～22:00 1時間あたり	全日		
市民ホール	A	6,000円	7,500円	85,500円	7,900円	92,430円
	B	7,500円	9,380円	106,900円	9,870円	115,480円
	C	12,000円	15,000円	171,000円	15,790円	184,750円
楽屋・スタッフルーム		150円	190円	2,150円	200円	2,340円
リハーサル室兼小会議室		150円	190円	2,150円	200円	2,340円
大会議室	全部	1,300円	1,630円	18,550円	1,720円	20,130円
	1/3	440円	550円	6,270円	580円	6,790円
	2/3	870円	1,090円	12,410円	1,150円	13,460円
中会議室	全部	650円	820円	9,300円	860円	10,070円
	1/2	330円	420円	4,740円	440円	5,150円
和室		430円	540円	6,140円	570円	6,670円
エントランス		100円	130円	1,450円	140円	1,640円
弓ヶ浜広場		100円	130円	1,450円	140円	1,640円
市民ホール舞台		1時間あたり1,500円				
市民ホール (平土間)	全部	1時間あたり4,500円				
	1/2	1時間あたり2,250円				
	1/4	1時間あたり1,130円				
	個人利用 (1人につき)	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～22:00	全日 9:00～22:00	300円

備考

- 1 市民ホールのAとは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合、Bとは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合、Cとは、営利目的で使用する場合をいう。
- 2 市民ホールを準備等のため使用するときは、この表に定める使用料の50パーセント相当額（10円未満の端数がある場合は切り上げ）を徴収する。
- 3 市民ホール（平土間）には、市民ホール舞台は含まない。市民ホール舞台を併せて使用する場合は、市民ホール（平土間）使用料とは別に市民ホール舞台使用料を徴収する。
- 4 市民ホール（平土間）個人利用（1人につき）については、市民ホール（平土間）を一般開放する場合に利用者が支払うべき額とする。
- 5 楽屋の使用は、市民ホールでの公演時における出演者等の使用に限る。
- 6 和室を1部屋のみ使用する場合は、この表に定める使用料の50パーセント相当額（10円未満の端数がある場合は切り上げた額）を徴収する。
- 7 会議室を営利目的で使用する場合は、基本料金の100パーセント増しの料金とする。

8 使用時間を超過したときは、1時間につき超過した時間帯の30パーセント相当額を別に徴収する。この場合において、30分を超えたときは1時間とみなす。

(参考)

主な内容

1 市民交流センターの設置

市民相互の交流、市民の文化芸術活動の振興を図り、豊かな文化と笑顔あふれるまちを実現する新たなコミュニティを創生するとともに、災害時の防災拠点となることを目的に境港市民交流センターを設置する。

(1) 名称 境港市民交流センター

(2) 位置 境港市上道町3,000番地

(3) 指定管理の範囲 交流センター

(4) 指定管理の期間 3年間

(5) 休館日及び開館時間

・休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

・開館時間 午前9時から午後10時まで

2 施行期日

規則で定める日

議案第24号

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例制定について

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、境港市での定住促進及び分譲地の販売促進に資するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年境港市条例第15号）第3条の規定にかかわらず、土地の貸付及び貸付期間が満了した場合の当該土地の無償譲渡に關し、必要な事項を定めるものとする。

(対象土地)

第2条 この条例の貸付及び譲渡の対象となる土地（以下「本件土地」という。）は、夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の市の所有する宅地とする。

(対象者)

第3条 本件土地の貸付の対象は、自ら居住する専用住宅及びその附帯施設（建物の基礎部分、外構、植栽及び埋設配管類等を含む。）の敷地の用途に使用する個人（以下「借受人」という。）で、規則で定める要件を満たすものとする。ただし、市がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸付の申込み)

第4条 本件土地の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申し込まなければならない。

(貸付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、本件土地の貸付が適当であると認めるときは、貸付を決定するものとする。

(貸付期間)

第6条 本件土地の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、35年とする。

(貸付料)

第7条 本件土地の1月当たりの貸付料は、土地販売価格から保証金を差し引いた額（以下「貸付料総額」という。）を420（月数）で除して得た額とする。この場合において、各貸付料（初回月を除く。）に100円未満の端数があるときは、その端数は初回月に合算し、初回月貸付料に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 借受人は、毎月末日（当該月が金融機関休業日の場合は、その翌営業日）までに翌月分の貸付料を納付しなければならない。

(督促)

第8条 市長は、貸付料を前条第2項に定める納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(契約の締結)

第9条 第5条の規定により、貸付の決定の通知を受けた借受人は、土地賃貸借契約書により、貸付決定の通知を受けた日から3月以内に境港市と契約を締結しなけれ

ばならない。

(連帯保証)

第10条 借受人は、前条に規定する契約を締結するときは、規則で定める連帯保証人を1人付さなければならぬ。

2 連帯保証の保証債務極度額は、100万円を限度とする。

(保証金)

第11条 借受人は、契約を締結しようとする際は、100万円の保証金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により納付された保証金を返還しないものとする。ただし、第14条及び第15条の規定による譲渡を行うとき以外で、借受人が貸付期間の満了時において、この条例及び契約に違反がないときは、保証金を返還するものとする。

3 前項の規定により返還する保証金には、利息を付けないものとする。

4 第17条の規定により契約を解除したときは、当該契約に係る保証金は、市に帰属するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると特に認めるときは、この限りでない。

(住宅の建築義務)

第12条 借受人は、第9条に規定する契約の締結後3年以内に自ら居住する専用住宅を、貸付を受けた土地（以下「貸付地」という。）に建築し、その工事を完成させなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると特に認めるときは、この限りでない。

(契約の承継等)

第13条 借受人は、貸付期間満了前に借受人を変更しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により申出があったときは、これを審査し、正当であると認めるときは、これを許可することができる。

(貸付期間満了後の無償譲渡)

第14条 市長は、貸付期間満了後、この条例及び契約に違反していない借受人に対して、貸付地を無償で譲渡することができる。

(譲渡の特例)

第15条 市長は、借受人が貸付期間中に貸付地の取得を希望した場合は、当該貸付地の譲渡価格を決定し、当該貸付地を譲渡することができる。

2 前項の譲渡価格は、貸付料総額から譲渡を受けようとする日の前日までに、借受人が納付した貸付期間分の貸付料を差し引いた額とする。

(禁止事項)

第16条 借受人は、貸付地において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市長の許可なく居住の用に供しない工作物を設置すること。

(2) 市長の許可なく第三者に転貸すること。

- (3) 市長の許可なく土地の形状を変更すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、周辺の居住環境に支障があると認められる行為をすること。

(貸付の決定の取消又は契約の解除)

第17条 市長は、借受人が前条各号のいずれかに該当する行為を行ったときのほか、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取消し又は契約を解除することができる。

- (1) 貸付の申込みが偽りその他不正の手段によって行われたとき。
- (2) 指定する期日までに契約を締結しないとき。
- (3) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (4) 貸付の決定の取消し、又は契約の解除を申し出たとき。
- (5) 契約に違反し、又は契約を継続しがたい事由が生じたとき。

2 前項各号の規定により、契約の解除を受けた借受人は、自己の費用をもって貸付地上に存する建物その他借受人が貸付地に附属させた工作物を収去し、貸付地を原状に復して、更地で市に返還しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 住宅地貸付新制度（夕日ヶ丘）の創設

定住人口の増加及び地域活性化を図るために、夕日ヶ丘の分譲地（夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の市の所有する宅地）について、35年間の有償貸付を行い、期間満了後に同宅地を譲渡することができる「住宅地貸付新制度（夕日ヶ丘）」を創設する。

貸付制度 土地販売価格から保証金を差し引いた額を、420月（35年×12月）で
月々支払う制度。

保証金 100万円は貸付期間満了まで市に預託。

（土地を譲渡する場合には返還されない。）

《借受人の主なメリット》

- ・将来的に土地の所有権を取得できる。
- ・土地代金の分割払いに近い制度であり、金利の負担がない。
- ・賃貸借期間の35年間は、土地の固定資産税を支払わなくてもよい。

2 施行期日

令和3年4月1日

議案第25号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第32号中「第30条」を「第35条」に改め、同条第33号中「第31条」を「第36条」に、「第30条」を「第35条」に改め、同条第34号中「第36条」を「第41条」に改め、同条中第41号を第44号とし、第36号から第40号までを3号ずつ繰り下げ、同条第35号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同号を同条第38号とし、同条第34号の次に次の3号を加える。

(35) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査事務の区分及び金額は、次のアからエまでに掲げるとおりとする。

ア 工場等（工場その他市長が定める建築物をいう。以下この号から第37号までにおいて同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の（ア）及び（イ）の規定による額を合計して得た額

（ア）別表第7第1欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

（イ）別表第7第2欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの（ア）の規定による額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの（イ）の規定による額

エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次のa及びbに定める額を合計した額

a 別表第7第1欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

b 別表第7第2欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該区分に定める額

（イ）工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの（（ア）に掲げるものを除く。）（ア）のaに定める額

（ウ）工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの（（ア）に掲げるものを除く。）（ア）のbに定める額

(36) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の審査事務の区分及び金額は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）及び（イ）の規定による額を合計して得た額

（ア）別表第7第1欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第1欄の規定による当該区分に定める額

（イ）別表第7第2欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2欄の規定による当該区分に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更判定申請1件につき、アの（ア）の規定による額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更判定申請1件につき、アの（イ）の規定による額

（37）建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に該当することを証する書面の交付事務の区分及び金額は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）及び（イ）の規定による額を合計して得た額

（ア）別表第7第1欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第1欄の規定による当該区分に定める額

（イ）別表第7第2欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、別表第7第2欄の規定による当該区分に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更判定申請1件につき、アの（ア）の規定による額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更判定申請1件につき、アの（イ）の規定による額

別表第5備考1中「第30条」を「第35条」に改める。

別表第7を別表第8とし、別表第6の次に1表を加える。

別表第7（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定審査事務

区分	金額
1 工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	300平方メートル未満のもの 1件につき213,000円（簡易評価法の場合は、82,000円）
	300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 1件につき267,000円（簡易評価法の場合は、104,000円）
2 工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	300平方メートル未満のもの 1件につき21,000円（簡易評価法の場合は、18,000円）
	300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 1件につき29,000円（簡易評価法の場合は、25,000円）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

主な内容

1 法令の改正に伴う所要の整理（第2条、別表第5関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、同法の条項を引用している規定について、所要の整理を行う。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査事務に係る手数料の設定（第2条、別表第7関係）

建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合義務となった延べ床面積500平方メートル以下の建築物の判定に係る審査事務について、新たに手数料を定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第26号

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例制定について

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年境港市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

単位負担金額

負担区の名称	単位負担金額
境港第1負担区	380円
境港第2負担区	420円
境港第3負担区	420円
境港第4負担区	420円
境港第5負担区	420円
境港第6負担区	420円
境港第7負担区	420円
境港第8負担区	420円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港第8負担区の単位負担金額を追加（別表関係）

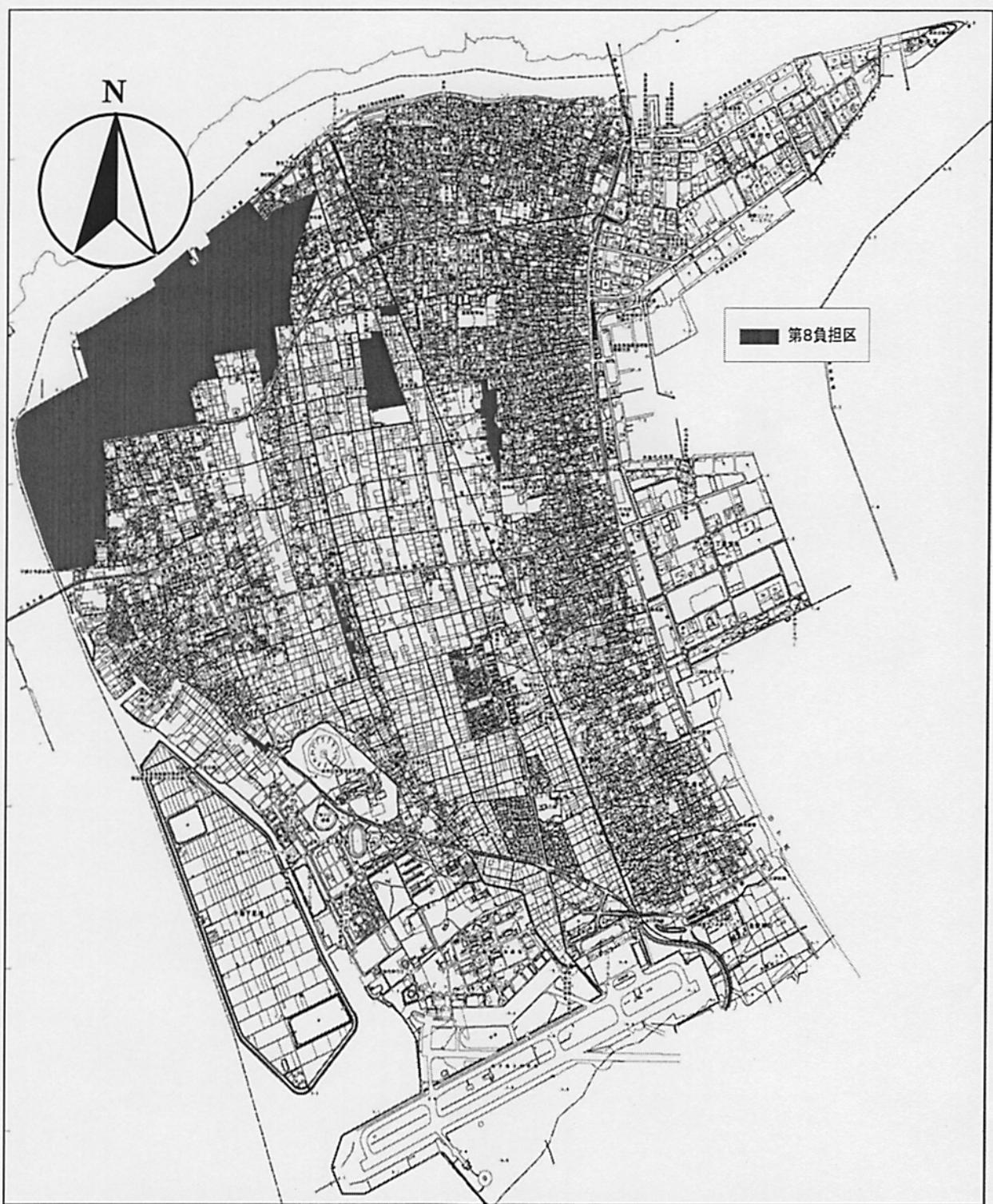
新たに第8負担区を定め、その単位負担金額を420円とする。

2 施行期日

令和3年4月1日

(参 考)

境港市公共下水道事業受益者負担金区域図



議案第27号

境港市保育所嘱託医の定数及び報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

境港市保育所嘱託医の定数及び報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市保育所嘱託医の定数及び報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

境港市保育所嘱託医の定数及び報酬、費用弁償条例（昭和41年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「年額6万9,000円」を「年額9万円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 嘱託医報酬の見直し（第3条関係）

保育所園児の集団健診時の医師を確保するため、嘱託医の報酬を引き上げる。

[現行] [改正後]

69,000円 ⇒ 90,000円

2 施行期日

令和3年4月1日

議案第28号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「、第35条の2第1項」を「、第35条の2第1項、第35条の3第1項」に、「得た額とする。以下この項において同じ」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改め、同項第7号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号から第12号までのアに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 保険料率の所得段階別設定の改定（第2条関係）

第7段階から第9段階までを下記のとおり改める。

現行		改正後	
段階	対象者	段階	対象者
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満の人
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>210万円以上320万円</u> 未満の人
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>320万円以上400万円</u> 未満の人

2 法令による判定指標の見直し（附則第8条関係）

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料率の特例の判定において、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用いる等の見直しを行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第29号

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例制定について

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例（平成18年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成9年法律第123号」を「平成9年法律第123号。以下「法」という。」に改める。

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 訪問型サービス事業 居宅要支援被保険者等の自宅に掃除や洗濯等の生活援助等を提供する者を派遣し、自立を支援する事業

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

介護予防事業

事業の名称	手数料の金額
訪問型サービス事業	1回当たり110円
通所型サービス事業	1回当たり200円
介護予防生活管理指導短期宿泊事業	1日当たり450円

備考

- 1 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の利用に当たり、第1号被保険者であって、かつ、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合（次項に定める場合を除く。）には、手数料は、別表に規定する手数料の金額に2を乗じた額とする。
- 2 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の利用に当たり、第1号被保険者であって、かつ、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合には、手数料は、別表に規定する手数料の金額に3を乗じた額とする。
- 3 介護予防生活管理指導短期宿泊事業の利用に当たり、併せて送迎サービスを利用する場合には、手数料は、この表に規定する手数料に送迎の片道につき180円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の手数料に適用し、令和2年度分までの手数料については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 訪問型サービス事業の追加（第3条及び別表関係）

介護予防事業に訪問型サービス事業を規定し、同事業の手数料を市の手数料に追加する。

2 通所型サービス事業手数料の改定（別表関係）

介護保険3割負担被保険者の利用者に対する手数料を設定し、負担割合に応じた手数料を徴収する。

3 施行期日

令和3年4月1日